

平成23年4月1日

該当事業主 様

日本ボウリング場厚生年金基金

掛金等についてのお知らせ

このたびの東北地方太平洋沖地震において、被害にあわれた皆様方には慎んで心よりお見舞い申し上げます。

1. 納付期限の延長について

当厚生年金基金では、今回の地震で被災した下記の地域（※）に所在する事業所（加入員）様の掛金等につきまして、3月分以降の掛金等について納付期限を延長することとしましたので、お知らせします。

この納付期限の延長措置は、災害などにより掛金等の支払が困難になった場合の法令に基づく特例措置です。

具体的な納付期限の延長期間は「災害がやんだ日」として、当厚生年金基金が定める日から2ヶ月以内の日となりますが、この延長措置後の納付期日につきましては別途、災害の復旧状況等を踏まえお知らせいたします。

※【 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県 】

（注）上記対象地域以外で被害に合われた事業主様

対象地域以外の事業主様は、掛金の納付期限の延長は認められておりませんが、相当な損失を受けた場合は、事業主様の申請により掛金の納付を猶予することが認められます。納付の猶予申請を行う場合は、まず「厚生年金保険料等の納付の猶予申請書（猶予様式第1号）」を年金事務所にご提出ください。後日「厚生年金保険料等の納付の猶予許可通知書（猶予様式第2号）」が交付されます。詳細は年金事務所にお問い合わせください。

2. 納付の猶予について

納付期限の延長の取扱いが終了した場合は、延長後の納付期限までに、掛金を納めていただくこととなりますが、引き続き掛金等の納付が困難な状況である場合は、さらに掛金の納付を猶予することができます。

納付の猶予をご希望される場合は、当厚生年金基金までご連絡願います。

【お問い合わせ先】

〒103-0001

住所：東京都中央区日本橋小伝馬町16-6

香取ビル8階

日本ボウリング場厚生年金基金

電話 03-5642-6448

FAX 03-5641-3585